# マネー・ローンダリング等への対応に関する規則

制定:平成31年4月1日

#### 第1章 総則

### (目的等)

- 第1条 この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、「犯収法」という。)における特定事業者に該当する当組合全体として、マネー・ローンダリング(以下、「マネロン」という。) 及びテロ資金供与等の金融サービス濫用(以下、「マネロン等」という。)を防止するための、基本対応、態勢等に関する事項を定め、当組合の健全な経営を確保することを目的とする。
- 2 この規則は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」の下位に位置する基本規程である。

### (定義)

- 第2条 この規則において、「マネロン」とは、犯罪により得た収益を、あたかも正当な取引で得た 資金であるかのように見せかけるため、その出所を秘匿する行為をいう。
- 2 この規則において、「テロ資金供与等」とは、金融システムを利用して、テロリストまたはその協力者等のほか、大量破壊兵器の拡散に関わる者等に対し、資金またはその他の利益を提供する行為をいう。
- 3 この規則において、「取引時確認」とは、犯収法により定められたものをいい、外国人等との取引で準用する外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)に定められた本人確認を含む。
- 4 この規則において、「疑わしい取引の届出」とは、犯収法により定められたものをいう。
- 5 この規則において、「取引のリスク評価書」とは、犯収法施行規則が規定する特定事業者作成書 面にあたるものをいう。

#### 第2章 実施内容・役割

(マネロン等防止にかかる基本対応)

- 第3条 当組合は、実効的なマネロン等防止に取り組むため、マネロン等防止の動向等を踏まえながら、自らが直面しているリスクに見合った低減措置を講じるほか、この考え方に基づいたマネロン 等防止態勢を整備する。
- 2 当組合は、リスクの特定・評価を行い、リスクに応じた低減策を検討するため、取引のリスク評価書を制定する。取引のリスク評価書は、年次のほか、危険度の高い商品・サービスの内容に変更があった場合等、必要と認められる場合に改正を行う。
- 3 当組合は、実効的なマネロン等防止に取り組むため、取引のリスク評価書において、顧客の受入・ 謝絶にかかる「顧客管理措置」を定める。この措置に基づき、顧客受入の趣旨に反し、マネロン等 リスクを許容できない顧客との取引は行わず、すでに取引を開始している場合には排除する。

4 当組合の子会社等(農業協同組合法に定める子会社および持分法適用の関連法人等をいう。)の うち、特定事業者に該当する子会社等のマネロン等防止にかかる対応については、企画担当部署、 コンプライアンス担当部署が連携のうえサポートを実施する。

(取引時確認等の措置)

第4条 当組合は、顧客との取引開始時、その後の新規取引の都度、適用となる法令等が定める取引 時確認を行う。

(資産凍結等の措置にかかる確認)

- 第5条 当組合は、告示等により資産凍結等経済制裁措置の対象者リスト(以下、「資産凍結リスト」 という。)が更新された場合には、速やかに組合内に周知する。
- 2 当組合は、外為法等を遵守し、外国人顧客より口座開設の依頼を受けた場合は、口座名義人が資 産凍結リストに該当しないかを都度確認し、該当する場合は取引を謝絶するとともに、速やかに主 務省等に報告する。

(疑わしい取引の届出)

第6条 当組合は、適用となる法令等を遵守し、疑わしい取引を検知・判断した場合、速やかに疑わ しい取引の届出を行政庁に行う。

(アンチマネロン管理態勢)

- 第7条 当組合は、以下の事項をマネロン等防止にかかるプログラム(計画・手順)として、取引のリスク評価書において策定・管理する。
- (1) リスクアセスメント
- (2) 取引モニタリング
- (3) フィルタリング(顧客属性照会)(以下、「フィルタリング」という。)
- (4) 記録保存
- (5) 研修
- (6) 監査

(リスクアセスメント)

第8条 当組合は、リスクベース・アプローチに則り、実効的なマネロン等防止態勢を整備するため、 以下の枠組みにより、組合全体のリスクの特定・評価を行う。

(取引モニタリング)

- 第9条 取引モニタリングは、当組合で把握する顧客の特性(取引目的や取引内容等)を踏まえ、顧客などの取引に通常とは異なる疑わしい点がないか監視することを目的として実施する。
- 2 取引モニタリングは、システムベースおよび部・支店・事務所での気づきによるマニュアルベースで実施する。リスクの高い顧客は監視の強化を行う等、リスク評価結果を踏まえた取扱を行う。

(フィルタリング)

第 10 条 フィルタリングは反社会的勢力等や資産凍結等経済制裁措置対象者等、当組合の顧客管理 措置にそぐわない先の該当性を確認することを目的として実施する。

### (記録保存)

- 第11条 取引時確認記録、取引記録等は、法令等のほか、所定の手続等に従い、作成・保存する。
- 2 前項における記録等は、行政庁からの要請や、疑わしい取引の届出の要否の判断等にあたり、適 時適切に利用可能な状態を確保する。

#### (研修)

- 第12条 当組合は、マネロン等態勢に関する全役職員を対象として、研修プログラムを策定・実施する。
- 2 前項に基づき実施する研修の内容は、対象者の職位や担当業務に応じ、それぞれの専門性・適合 性等を維持・向上させ、マネロン等防止の重要性等の意識醸成を図るものとする。
- 3 前各項の研修実施後、対象者の理解度等を確認し、必要な見直しを行う。

#### (監査)

- 第13条 当組合は、自主検査・内部監査等によりマネロン等防止に関する規程の遵守状況や有効性 について、定期的に検証する。
- 2 前項の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合には、リスクの特定・評価・低減のため の手法自体も含めた方針・規程等や管理態勢についても必要に応じ見直しを行う。

### 第3章 マネロン等防止の態勢

### (理事会)

第 14 条 理事会は、当組合のコンプライアンス態勢の一環として、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」に沿った適切な態勢整備について、最終的な責任を負う。

## (コンプライアンス委員会)

- 第15条 コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)は、前条の理事会の責任を果たすために、マネロン等防止態勢の整備にかかる企画、推進および進捗管理に関する重要事項について協議または報告事項とするとともに、必要に応じて理事会に付議または報告する。
- 2 コンプライアンス担当部署は、委員会の事務局として、マネロン等防止の取組みの推進および 進捗管理について、関係部署に対して助言、指導を行う。

# (組織態勢)

- 第16条 マネロン等の防止にかかる組織態勢は次のとおりとする。
  - (1)マネロン等防止にかかる統括責任者は、コンプライアンス担当理事とする。コンプライアンス担当理事は、マネロン等防止にかかる態勢を適切に整備する責任を負う。

(2)マネロン等防止にかかる主管部署はコンプライアンス担当部署とする。主管部署長は、統括責任者の指示を適宜受けながら、関係部署と連携して、マネロン等防止対応に取り組む。

### (3線管理熊勢)

- 第17条 マネロン等の防止にかかる3線管理態勢は次のとおりとする。
  - (1) 部・支店・事務所等(第1線)における態勢とその役割
    - ① マネロン・反社等排除責任者
      - (ア) マネロン・反社等排除責任者は、部・支店・事務所等の長とする。
      - (イ)マネロン・反社等排除責任者はマネロン等の防止にかかる統括管理者として、取引のリスク評価書の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録・取引記録等の継続的な精査を指示する。
      - (ウ)マネロン・反社等排除責任者は、マネロン・反社等排除担当者の情報を踏まえ、疑わしい 取引の届出要否決定および取引の承認を行う。また、事後的な疑わしい取引の届出について 判断する。
    - ② マネロン・反社等排除管理者
      - (ア)マネロン・反社等排除責任者は、次長、支店次長、事務所次長等のうち、マネロン・反社 等排除管理者を指名する。なお、マネロン・反社等排除管理者は、別途定める防犯要領にお ける防犯管理者との兼務を妨げない。
      - (イ)マネロン・反社等排除管理者は、マネロン・反社等排除担当者の情報を踏まえ、疑わしい 取引の届出が必要と判断された取引が発生した場合、疑わしい取引の届出要否の決定を協議 するため、マネロン・反社等排除責任者に報告する。
      - (ウ)マネロン・反社等排除管理者は、マネロン・反社等排除責任者が不在の時に代わって対応 する、事故代理者の役割を担う。
    - ③ マネロン・反社等排除担当者
    - (ア)マネロン・反社等排除責任者は、取引担当者からマネロン・反社等排除担当者を指名する。
    - (イ)マネロン・反社等排除担当者は、適用となる法令等ならびに第7条に定める基本対応に基づき、各事業の取引の性質等に応じた適切な対応を行う。
    - (ウ)マネロン・反社等排除担当者は、マネロン・反社等排除責任者の指示に基づき、取引のリスク評価書の内容を勘案のうえ、必要な情報を収集・分析し、保存している確認記録・取引記録等を継続的に精査する。
    - (エ)マネロン・反社等排除担当者は、疑わしい取引の届出が必要と判断された取引が発生した場合、疑わしい取引の届出要否の決定を受けるため、マネロン・反社等排除等管理者に報告する。
    - (オ)マネロン・反社等排除担当者は、マネロン・反社等排除責任者の指示に基づき、疑わしい 取引の届出にかかる報告書(以下、「発生報告書」という。)を作成し、マネロン・反社等 排除責任者等の確認後、所管部署へ提出する。
  - (2) 所管部署 (第1線) とその役割
    - ① 各取引の所管部署は次のとおりとする。

取引	所管部署
----	------

(ア)	信用事業取引	信用事業部
(イ)	共済事業取引	共済事業部

- ② 所管部署の対応は次のとおりとする。
  - (ア) 所管部署は、主管部署合議により、関係規程を整備する。
  - (イ) 所管部署は、部・支店・事務所から受領した発生報告書をとりまとめ、主管部署に提出する。

### (3) 主管部署(第2線)の役割

- ① 主管部署は、所管部署と連携・支援のうえ、取引のリスク評価書(アンチマネロン管理態勢、 顧客管理措置等を含む)や規程等の整備および施策等の企画立案・推進を行う。
- ② 主管部署は、前項にかかる委員会等への報告を行う。
- ③ 主管部署は、取引時確認の適切な実施周知・指導および必要に応じ、実施方法の検証・見直 しを行う。
- ④ 主管部署は、資産凍結リストが更新された場合は、部・支店・事務所・所管部署へ周知する。
- ⑤ 主管部署は、フィルタリングで使用するリストが、適時・適切に更新されるよう、管理する。
- ⑥ 主管部署は、所管部署から提出を受けた発生報告書について、本人確認情報や取引時の状況 等を勘案し、行政庁へ疑わしい取引の届出を行う。また、届出内容の管理・分析および必要に 応じた実施方法の検証・見直しを行う。
- ⑦ 主管部署は、部・支店・事務所および所管部署におけるマネロン等の防止にかかる対応状況 の把握を行う。
- ⑧ 主管部署は、定期的な役職員向け研修の開催、指導、結果の確認を行う。
- (4) 内部監査部署(第3線)の役割
  - ① 内部監査部署は、マネロン等防止にかかる方針・規程類、リスク評価等の適切性および実効性について検証する。
  - ② 内部監査部署は、前項ならびに計画を遂行するための職員の専門性・適合性および役職員に対する研修等の実効性について検証する。
  - ③ 内部監査部署は、システムベースでの取引モニタリングで使用する異常取引検知システムでの検知・対応状況について検証する。
  - ④ 内部監査部署は、フィルタリングで使用する顧客属性照会システム(CCS)での、資産凍結等経済制裁措置対象者の該当・対応状況について検証する。
  - ⑤ 内部監査部署は、上記各項において適切に報告するとともに、監査結果のフォローアップや 改善に向けた助言を行う。

### (理事会等への報告等)

- 第18条 次の各号に掲げる事項について、主管部署長は、速やかに理事長、専務理事、コンプライアンス担当理事に報告する。その後、第3項に基づき委員会に報告する。
  - (1) 資産凍結等措置対象者との取引が判明した場合
  - (2) その他、マネロン等防止に関して、緊急かつ当組合経営に重大な影響があると判断される場合等

- 2 マネロン等防止に関する重要な事項等について、主管部署長は、委員会で協議する。協議の結果を踏まえ、コンプライアンス担当理事は、必要に応じて理事会へ付議または報告する。
- 3 次の各号に掲げる事項について、主管部署長は四半期ごと、または必要に応じて委員会へ報告する。コンプライアンス担当理事は、委員会への報告内容について、理事会に報告する。
- (1) 疑わしい取引の届出等マネロン等の防止にかかる対応状況
- (2) その他、マネロン等防止に関する必要な事項等

### (改廃)

第19条 この規則の改廃は、委員会で協議し、協議の結果を踏まえ、理事会の決議をもって行う。

附則(平成31年2月22日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。